

ベルギー・ブリュッセルにおける屋外広告物規制

田中暁子 [たなかあきこ]

後藤・安田記念東京都市研究所研究員

1 はじめに

日本においては、「良好な景観の形成を促進する」ことを目的とした景観法が2005年6月に完全施行されてから、10年以上が経過した。この法の第2条第1項、第2項において、「良好な景観」が「国民共通の資産」として整備と保全が必要であること、適正な制限の下に地域の自然、歴史、文化等人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされるべきことなどがうたわれている。

都道府県、政令市、中核市、（それ以外であっても）都道府県との協議を経た市町村は「景観行政団体」となり、「景観計画」を定めることができる。そして、「景観計画」において「景観計画の区域」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」を定めることとされているほか、必要があれば「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」や、「景観重要公共施設の整備に関する事項」なども定めることができる。

つまり、一律に法が課せられるのではなく、その活用を決めるのはあくまでも自治体の判断により、さらに、具体的な規制内容も各自治体に任せられているのである。

そのなかでも、屋外広告物は地域の景観の印象を大きく左右する要素である。

現在、屋外広告物の表示や掲出物件の設置等に関する基準を規定しているのは、1949年に成立した屋外広告物法（昭和24年法律第189号）である。この法に基づき、都道府県、政令市及び中核市が屋

外広告物条例を定め、地域の実情等に即した規制を行ってきた。景観法の成立以降は、都道府県、政令市、中核市に加えて、景観行政団体も都道府県と協議のうえ屋外広告物条例を制定できるようになった。この条例を制定した景観行政団体（政令市・中核市以外の市町村）は、2015年4月1日時点で68団体となっている。しかしながら、財源や職員の不足等の理由から、違反広告物の取り締まりができるていない自治体も多い。

本稿では、ベルギーの首都ブリュッセルにおける屋外広告物規制の現状から、その意義と、実効性を担保する方策について考える。まず、第2節において、ベルギーの地方制度・都市計画制度を概観する。第3節では、ブリュッセル首都地域における屋外広告物規制の体系と実施状況について述べる。第4節・第5節では、ブリュッセルのユネスコ（グラン・プラス）地区を事例に取り上げ、専任担当者による屋外広告物規制の執行と違反看板の掛け替え奨励制度の実施状況について具体的に叙述する。

2 ブリュッセルにおける都市計画制度の概要

ベルギーは1830年の独立以来、中央集権国家だったが、1970年から2001年にかけて5度の憲法改正をともなう国家制度改革によって連邦制に移行した。現行のベルギー憲法第1条には、「ベルギーは、共同体（Communautés）と地域（Régions）からなる連邦制国家である」と書かれている。共同体と地域は固有の議会と政府を有し、その権限分野における独自政策を展開している。

共同体としてはフランス語共同体、オランダ語共

同体、ドイツ語共同体の3つがある。共同体は、文化（劇場、図書館など）、教育など広く言語に関する権限と、個人にかかる分野（保健政策、社会扶助、家庭援助など）の権限を持つ。

地域としてはワロン地域、フランデレン地域、ブリュッセル首都地域があり、各々が地域整備、都市計画、環境・水政策、自然保全、住宅、経済、エネルギー政策、雇用政策、農業、公共工事、交通、州・コミューンの監督等に関する権限を持つ（図1）。

基礎自治体であるコミューンは、ブリュッセル首都地域に19（図2）、ワロン地域に262、フランドル地域に308、合計589ある。コミューンには多くの権限が付与されているが、「法が犯されたり、公益が損なわれたりしないように」（ベルギー憲法第162条第6項）上位機関（権限によって連邦政府・共同体・地域）の後見監督が行われている。公共の秩序の維持、戸籍管理など上位機関から課せられた事務もある。

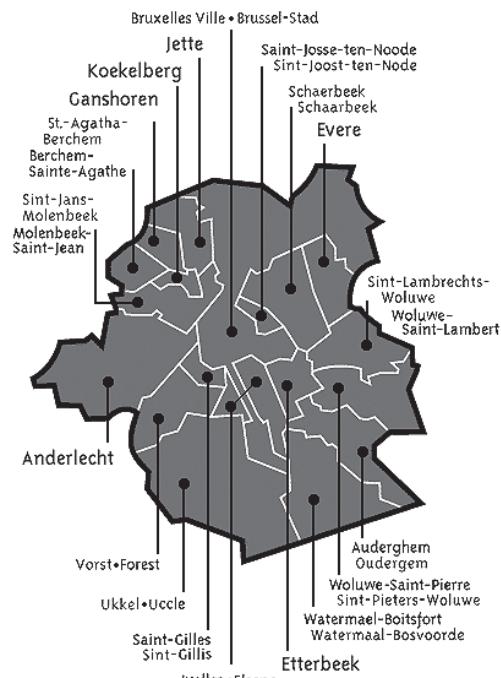
連邦制国家移行前のベルギーでは、1962年に制定された総合都市計画・整備法（*Loi du 29 mars 1962 organique de l'aménagement du territoire et de l'urbanisme*）が都市計画の根拠となっていた。連邦制国家移行後は、各地域が都市計画に関する法律を制定できるようになった。

ブリュッセル首都地域では、1991年8月29日に都市計画に関するオルドナンス¹⁾、1993年3月4日に歴史的記念物保全に関するオルドナンス、2002年7月18日に先買権に関するオルドナンス、2003年に未利用地の再生と再利用に関するオルドナンスが制定されている。これらのオルドナンスは、2004年4月9日のアレテ²⁾によってブリュッセル都市整備法典（*Code Bruxellois de l'Aménagement du Territoire : CoBAT*）に統合されている。そしてCoBATには、計画（戦略プラン・土地利用プラン）、都市計画規則、都市計画許可及び証明・分譲許可³⁾、歴史的記念物保全、未利用地、先買い権、都市計画に

図1 ベルギーの各地域



図2 ブリュッセル首都地域のコミューン



出典：www.bruxellesirisnet.be

表1 ベルギーと各地域の人口・面積・人口密度（2015年1月1日現在）

	ベルギー	ブリュッセル 首都地域	ワロン地域	フランドル地域	ブリュッセル (コミューン)
人口(人)	11,209,044	1,175,173	3,589,744	6,444,127	175,534
面積(km ²)	30,528	161.38	16,844.29	13,522.25	32.61
人口密度(人/km ²)	367	7,282	213	477	5,383

出典：statbel.fgov.be

表2 ブリュッセル首都地域の都市計画にかかる計画と規則

計画	地域		コミューン
	戦略プラン	地域開発計画 (PRD : Plan Régional de Développement)	コミューン開発計画 (PCD : Plan Communal de Développement)
	土地利用 プラン	地域土地利用計画 (PRAS : Plan Régional d'Affectation du Sol)	詳細土地利用計画 (PPAS : Plan Particulier d'Affectation du Sol)
都市計画規則		地域都市計画規則 (RRU : Règlement Régional d'Urbanisme)	コミューン都市計画規則 (RCU : Règlement Communal d'Urbanisme)

に関する情報公開、違反・罰則など、ブリュッセル首都地域内における都市整備に関する事項が規定されている。

戦略プラン、土地利用プラン、都市計画規則には、地域政府と各コミューンレベルのものがある(表2)。

・地域レベルの計画と規則

ブリュッセル首都地域政府は、地域全域を対象とした戦略プランである地域開発計画(PRD)を策定する。それ自体に土地利用を規制する力ではなく、全体的な開発目標、地区別の開発目標、それらの実現手法、優先的介入ゾーンの位置が定められている。最初のPRDは1995年に策定されたが、住宅やオフィスの不足、商業核の再生などの問題に対応するために2002年に改定された。さらに、人口増加や雇用、環境、持続可能な開発、国際化などの新たな課題に対応するためPRDの全面改定が決まり、2013年12月5日に持続的な地域開発計画(Plan Régional de Développement Durable : PRDD)案が発表されている。

地域土地利用計画(PRAS)は、PRDで示された方向性に従いながら、地域全体が住宅ゾーン、住宅専用ゾーン、混合ゾーン、産業ゾーン、官庁ゾーン、公共公益施設ゾーン、緑地、公園、墓地、農地などにゾーニングされ、用途や建物の大きさ、美観等が規制される。また、これらのゾーンに重ねて「文化的・歴史的・美的価値のある、もしくは美化するゾーン(Zone d'Intérêt Culturel, Historique, Esthétique ou d'Embellissement : ZICHEE)」もかけられる。2001年5月3日に最初のPRASが策定され、その後、住宅不足に対応した2013年12月21日の修正など、2回の修正が加えられている。

ブリュッセル首都地域内全域について、建築物やその周辺との関係の基準を定めるのが地域都市計画

規則(RRU)である。一部地域にのみ適用されるゾーン型RRU⁴⁾もある。RRUは、①建物の衛生、保全、頑丈さ、美観、②建物の熱・音響的質、③道路の保全、衛生、安全、通行可能性、美観、④水・ガス・電気・暖房などの供給や汚物回収のための施設、⑤住宅の居住性の最低基準、⑥工事中における騒音、埃などへの配慮、⑦移動が困難な人のための建物のアクセス、⑧公衆がアクセスできる建物の利用時の安全を確保すること等を目的としている。

・コミューンレベルの計画と規則

コミューンは、その全域を対象としたコミューン開発計画(PCD)を策定する。PRDとPRASを尊重しながら、コミューン内の開発の優先度などを定めるものである。2014年時点で19コミューン中7コミューンにおいてPCDが策定済み、5コミューンにおいて策定中である⁵⁾。

詳細土地利用プラン(PPAS)は、コミューン内的一部分についてPRASを詳細化したものである。コミューンが率先して策定する場合と、地域政府に求められて策定する場合がある。PPASは、PRASの根本を覆さない、経済的・社会的・文化的・環境的に必要である、現在の土地利用から新しい土地利用がかけ離れていない、ことを条件に、上位計画であるPRASの規定に反することができる。2013年時点で442のPPASがある。

コミューン都市計画規則(RCU)は、コミューン内全域、もしくは一部地域に関するものを、コミューン議会が制定する。RCUは界隈の特徴などを勘案しながら、RRUと同じ事項について詳細に規制することや、RRUに規定されていない事項を補完的に規制することができる。

例えばブリュッセル旧市街の北東に位置するコミューンであるスカルベークではその全域を対象とするRCUが制定されており、出窓の下部へ掲出する

看板の条件付き許可など、RRU にはない独自規定がある。また、サン・ジルやブリュッセルでは、コミュニーン内的一部地域だけを対象とする RCU が制定されている。

PCD 案、PPAS 案、RCU 案と（必要な場合は）その環境影響評価書は、住民参加（公聴会、案の縦覧・意見提出）や地域政府がリストした諸機関による意見提出（これに加えて PPAS 案と RCU 案は、コミュニーンと地域政府・その都市整備関連機関の協議会（Commission de Concertation）からの意見提出）を経て、コミュニーンによって計画として採択される。地域政府は、正当な理由がある場合はこの計画を認可しないこともあるが、認可した場合は、ベルギーの法令公報（Moniteur Belge）にアレテが抄録される。

3 ブリュッセル首都地域における屋外広告物規制

ブリュッセル首都地域において直接的に屋外広告物を規制しているのは RRU である。その第 6 章（図 3）は「広告と看板」に関する内容であり、公共空間から見える範囲に設置されるものがコントロールの対

図 3 都市計画規則第 6 章



象となっている。公共空間から見えない場合（商店の内部や地下鉄の駅構内など）や、車両や気球に掲出された広告や看板、法律や規則の規定で必要な告示や標識（民意調査の告示、交通標識、公共施設や観光施設の標識など）は対象外である。

表 3 広告と看板に関する 4 つの地区

	広 告	看 板
禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地区としてリストされた道路 ・緑地、自然保護地域内と、それらを囲む道路 ・指定・登録記念物への掲出 ・指定記念物の保護ゾーン内。それが設定されていない時は、指定・登録記念物の半径20メートル以内 ・樹木への掲出 ・道路・鉄道・海路・航空路交通に関する公共設備、（電線・電話線・電車の架空線の）電柱、街灯への掲出 ・光の通る囲い鉄柵への掲出 ・開口部を全て覆い隠す広告（都市計画許可を得た工事のために一時的に正面ファサードを閉鎖する場合は除く） ・住宅のファサードへの掲出 ・空き家への掲出 ・土木工事物（橋・トンネルなど）への掲出 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地区としてリストされた道路（PRASIにおいて商業中心〈noyaux commerciaux〉として位置づけられている部分は除く）
制限	<ul style="list-style-type: none"> ・制限地区としてリストされた道路 ・PRASの「文化的・歴史的・美的価値のある、もしくは美化するゾーン（ZICHEE）」内と、それらを囲む道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限地区としてリストされた道路における掲出（商業中心として位置づけられている部分を除く） ・PRASの「文化的・歴史的・美的価値のある、もしくは美化するゾーン（ZICHEE）」内と、それらを囲む道路 ・指定・登録景勝地内 ・指定記念物の保護ゾーン内。それが設定されていない時は、指定・登録記念物の半径20メートル以内
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止・制限・拡張地区以外 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止・制限・拡張地区以外 ・商業中心として位置づけられている道路（ZICHEE内と、指定・登録景勝地内、指定記念物の保護ゾーン内を除く）
拡張	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張地区としてリストされた道路（主に、工業地区や混合地区内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡張地区としてリストされた道路（商業中心として位置づけられている部分を除く）

図4 広告に関する地区指定（グラン・プラス周辺）

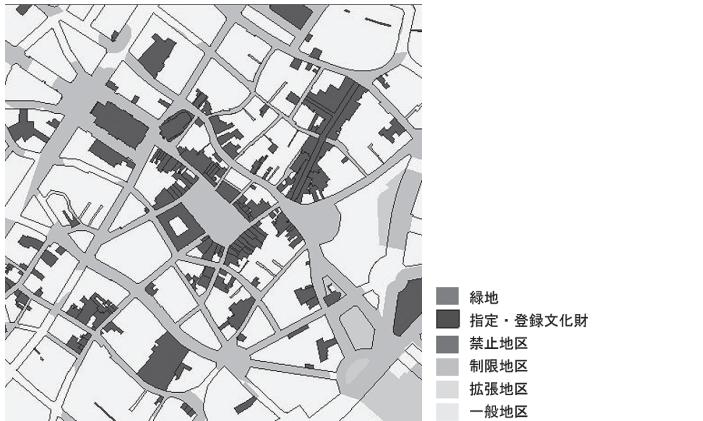


図5 看板に関する地区指定（グラン・プラス周辺）

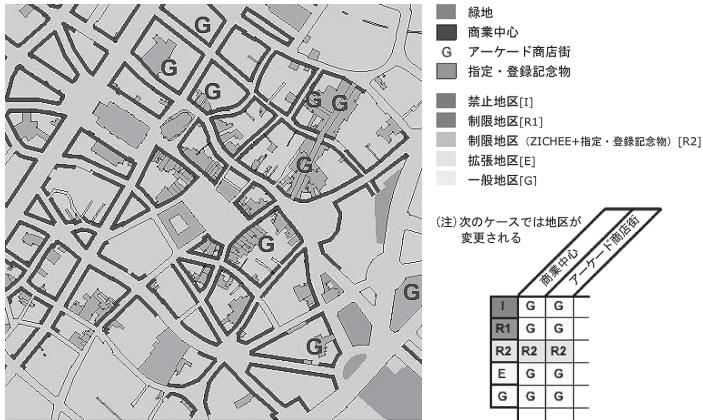


図6 ブリュッセル首都地域土地利用計画（グラン・プラス周辺）



*編みかけ部分が ZICHEE、太線が引かれている道路が商業中心

・広告と看板の定義

広告 (publicité) は、公衆に知らせたり、注意をひいたりすることを目的とする、文字、形、シンボル、もしくはそれらの複合のことで、その支持装置も含まれる。

看板 (enseigne) は、そこで行われている活動に関連して、建物に取り付けられた文字、形、シンボル、もしくはそれらの複合のことである。

看板関連広告 (publicité associée à l'enseigne) は、建物に入っている商店や企業が販売したり利用したりしているサービスや商品に関連する広告で、都市計画許可の期間内に変化する可能性が少ないものである。

・広告と看板に関する4地区

RRUは広告と看板に関してブリュッセル首都地域内を①禁止地区 (zone interdite)、②制限地区 (zone restreinte)、③一般地区 (zone générale)、④拡張地区 (zone élargie) の4地区に分類し、そのコントロールに強弱をつけている (表3)。これは、PRASに定められた産業ゾーンや「文化的・歴史的・美的価値のある、もしくは美化するゾーン (ZICHEE)」など、各界隈のもつ機能に合わせて規制するためである。

ブリュッセル旧市街のGran-Placeは、市庁舎や王の館などの歴史的建造物が建ち並び世界遺産にも指定されており、その周辺が観光地になっている。図4、図5は、その周辺の広告と看板に関する地区指定状況を抜粋した図である。

広告に関しては、指定記念物の保護ゾーンのために「禁止地区」になっている部分が多い。そして、旧市街全体がPRASにおいてZICHEEに指定されている (図6) ので、それ以外の道路は「制限地区」となっている。

看板に関しては、旧市街全体がPRASにおいてZICHEEに指定されていることと、広告の場合とは違い、指定記念物の保護ゾーン内において規制を厳しくする規定はないことから、旧市街全体が「制

限地区」となっている。

このように、グラン・プラス周辺では広告が禁止されているものの、看板は広告よりも緩い規制になっており、RRUの規定に反さない限りにおいて、所定の手続きを経ればファサードに平行か垂直な看板と看板関連広告を掲出できる。

・広告と看板に関する4地区における規制の概要

都市計画規則では、種類（広告、看板、看板関連広告、広告の場合は私有地か公共空間か、私有地の広告の場合は光を用いるか否か）と、地区（禁止・制限・一般・拡張）、場所（切妻壁、工事の囲い、工事用シート、空地の囲いなど）によって、掲出できる屋外広告物の面積や個数が制限されている。そして、禁止地区、制限地区、一般地区、拡張地区的順番で、コントロールが緩やかになる（図7）。

禁止地区内では、広告とファサードに垂直な看板関連広告が禁止されている。ファサードに平行な看板と看板関連広告（図8）は、2階の開口部よりも下部にあること、厚みが25 cm以内であること、境界壁から50 cm以上離れること、ファサード幅の3分の2以内の長さであること、光を用いる場合は、一枚の面からなる看板ではなく文字や記号ごとに分けたものにすること、バルコニーや出窓には設置しないこと、以上の条件を満たせば、禁止地区内でも設置できる。

ファサードに垂直な看板（図9）は、光を用いないこと、一つの施設に原則として一つまで、軒蛇腹よりも下部にあること、地面から看板装置の下部まで2.7 m以上あること、幅1 m、高さ1 m以内、表面積0.75 m²以内、歩道の縁石から35 cm以上離れていること、支持装置は出来るだけ目立たなくし、ファサードの色調に合わせた色に塗ること、これらの条件を満たせば禁止地区内でも設

図7 4地区における看板と看板関連広告の可否

	看 板				看板関連広告			
	○	○	○	○	○	○	○	○
ファサードに平行	○	○	○	○	○	○	○	○
ファサードに垂直	○	○	○	○	×	×	△	△
屋根もしくは陸屋根の上	△	△	△	△	×	×	○	○
地上に設置されるもの	△	△	○	○	×	一般	一般	拡張
	禁止地区	制限地区	一般地区	拡張地区	禁止	制限	一般	拡張

○許可

△許可（条件付）

×禁止

図8 ファサードに平行な看板（左）

図9 ファサードに垂直な看板（右）

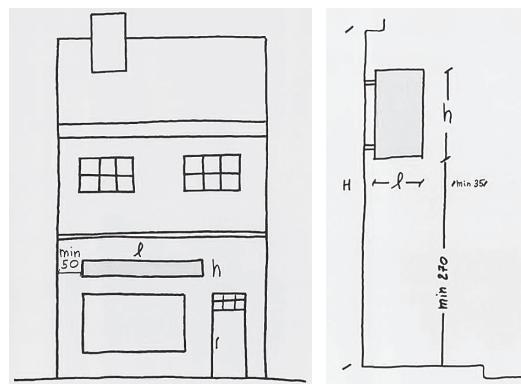


表4 都市計画許可申請に添付する図面

周辺環境も含めて1:10,000から1:1,000の縮尺で描かれた位置図
近隣との調和を判断するための1:50もしくは1:20の実現予想図
少なくとも一枚は形、大きさ、材質、色が詳細に描かれた立面図を含む

（広告装置の場合）1:500、もしくは、1:200、1:100の配置図

表5 都市計画許可の件数と広告と看板の設置に関するものの割合

	認められた都市計画許可の件数	広告と看板の設置に関するものの割合
2009	4,282	6%
2010	4,210	3%
2011	3,855	3%

表6 都市計画許可申請が免除される屋外広告物

1 工事現場の掲示、不動産売買のための掲示
2 次の条件に当てはまらない看板 -RRUに定められた禁止地区内において掲出される看板 -CoBATに定められた記念物・建築群・景勝地・考古学遺産の保護ゾーン、この保護ゾーンが定められていないときは、指定・登録された（もしくは、その手続き中の）半径20m以内に掲出される看板
3 一時的な看板
4 土上階が商店の建物への1m以下の光を用いない広告装置の設置
5 道路へのイーゼルスタンド式看板の設置
6 ストリート・ファーニチャーや公道上の小建築物（キオスクや公衆トイレなど）への0.25m以下の広告装置の設置
7 一時的な広告のための装置の設置

表7 都市計画許可申請の手続きが簡素化される屋外広告物

1 土地利用計画や都市計画規則、分譲許可の規定に抵触しない
2 都市計画許可の審査過程で公聴会や民意調査を行う必要がない、もしくは、それらがコムューン都市計画規則や詳細土地利用計画によってのみ必要とされている
3 面積40m ² 未満

置できる。

禁止地区内では、切妻壁に光を用いない広告を掲出することが禁止されているが、制限地区、一般地区、拡張地区では、壁に平行であること、壁の端部と開口部から50cm以上離れていること、面積が各々の地区ごとに定められた数値以下であること、これらの条件を満たせば許可される可能性がある。

・屋外広告物を設置するための手続き

ブリュッセル首都地域全域において看板や広告を設置する際は、建築物の新築等と同様に、事前にコムューンに申請して都市計画許可を取得する必要がある。その際、土地利用計画と都市計画規則、分譲許可の規定に適合することが求められる⁶⁾。

都市計画許可の申請の際は、申請書類、不動産登記証書、(当該建物だけでなく、周辺環境も含む)プロジェクトのモニタージュのカラー写真、指定された一連の図面(表4)、広告装置の設置の場合は現況を正しく評価するための写真4枚以上を提出する⁷⁾。

なお、ブリュッセル首都地域全体で認められた都市計画許可のうち広告と看板の設置に関するものの割合は表5の通りである⁸⁾。良好な整備と申請者の商業的利益のバランスが難しく、RRUの規定にそぐわない申請が多い。

一般的な都市計画許可は有効期限がないのに対し、看板と看板関連広告、光を用いない広告は9年

間、光を用いる広告は6年間に都市計画許可の有効期限が限定されており、その期限を過ぎると、新たに都市計画許可を申請しなければいけない。

また、都市計画規則や土地利用計画、分譲許可の規定に抵触していない限りにおいて、表6の条件を満たす場合は、「重要性の低い」行為とみなされ、都市計画許可申請が免除される⁹⁾。

通常は、ブリュッセル首都地域政府の代表公務員(fonctionnaire délégué)¹⁰⁾の意見を聞いた上でコムューンが都市計画許可を出すのだが、表7の条件を満たした場合は、この代表公務員の意見が免除されて手続きが簡素化される。

・違反への対応

都市計画許可が必要なのに無許可で屋外広告物を設置することは違法行為である。コムューンと地域は違反調査を作成し、刑罰や罰金を課すことができる。コムьюーンと地域は、違反者に原状回復や都市計画許可の取得を促して、違反状態の是正に努めることとされている。2009年に登録された違反調査726件¹¹⁾のうち、ブリュッセル首都地域が作成したものが35件、コムьюーンが作成したものが691件で、現場により近いコムьюーンが違反を確認することの方が多い。

屋外広告物の違反取り締まりは、そのための特別な体制があるわけではなく、都市計画法規の違反取

り締まりの一環として行われている。すなわち、各コミュニーンで窓口業務や都市計画許可の追跡調査を行っている都市計画担当者が業務の一環として、苦情処理や現地調査で都市計画の違反を発見したときに、違反調書を作成している。違反調書や原状回復催告に従わなかった場合、強制撤去が行われることがある。

例えば、ブリュッセル旧市街の南に位置するコミュニーンのイクセルでは、エクトール・チキンというチェーン店がサイズの大きすぎる看板を設置していたのでコミュニーンが違反調書を送ったが、1年以上無視され続けたので、2010年3月に看板を黒いビニールで包んで見えなくした（写真1）。この後、店が看板を外した。

屋外広告会社「Business Panel」が4つのコミュニーンに5件の広告を無許可で設置した。そこで各コミュニーンが違反調書を作成し、この会社に対して都市計画許可の申請を求めたが、無視されたり、申請書類不備のために受理しなかったりしたので、原状回復を催告した。しかし、この会社がこれらの広告を取り外さなかったので、ブリュッセル首都地域が2006年10月に強制撤去した（写真2）。

これには見せしめ的な効果があり、2007年1月から2008年4月までの間は15の広告と4つの広告シートがブリュッセル首都地域の催告によって取り外され、強制撤去まで至るケースはなかった。

4 ブリュッセルのユネスコ地区 再生と屋外広告物コントロール

・ユネスコ地区の特徴

グラン・プラスは、歴史的建造物群（ギルドハウス、市庁舎、王の家、ブラバン公の館）が建ち並ぶ広場で（写真3）、ブリュッセルの旧市街の中心である。この広場とその周辺は、1695年のフランス軍の爆撃によって市庁舎の鐘楼を残して焼け野原になった。この爆撃後に、中世以来の曲がりくねった狭い道と区画の上に、切妻屋根のファサードなど建築的特徴に共通点のある建築物が、ほぼ同時期に再建された。

フランス軍の爆撃後に再建された地区全体をバッ

写真1 コミューンによって黒いビニールで包まれた看板（左）

写真2 ブリュッセル首都地域による違反広告撤去作業（右）



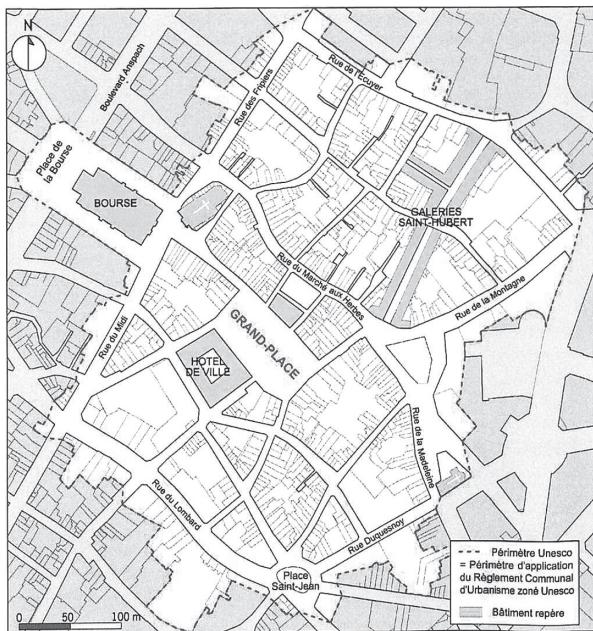
写真3 グラン・プラス



ファーネーとして、グラン・プラスが1998年にユネスコの世界遺産に登録された。この地区は観光地であり、多くの商店やカフェ、レストランが建ち並んでいる。しかし、グラン・プラス界隈が観光地として栄えるにつれて、多くの問題が生じた。まず、中世以来の区画の間口が狭いことに起因する問題が、上層階への階段を取り壊して地上階全面を商店にしたために上層階が空き家になった建物があったことと、お店に入りやすいように地上階の正面ファサードを取り壊したために建築的に質の高いファサードが失われた建物があったことだった。

様々な色や形の看板が建物のファサードを隠して設置され、17世紀に建てられた建築物の調和を台無しにするという問題や、公共空間にレストランのテラス席のパラソル、メニュー看板が無秩序に設置されるという問題もあった。

図10 ユネスコ（グラン・プラス）地区に関するRCUの対象地区



*点線内がユネスコ世界遺産の緩衝地帯で、このRCUの適用範囲

図11 ユネスコ地区に関するRCUの市民向けパンフレット表紙（左）
看板と広告に関する一般規則の説明（右）



・ブリュッセル・コムニーンによる屋外広告物コントロール

ブリュッセル首都地域全域における屋外広告物はRRUによって規制されているが、ブリュッセル首都地域内の各コムニーンはRCUを策定してRRUを補完することができる。

ブリュッセル・コムニーンでは、「ユネスコ（グ

ラン・プラス）地区に関するコムニーン都市計画規則(RCU zoné Périmètre Unesco-Grand-Place)」という、一部地域を対象とするRCUが2008年12月15日のコムニーン議会で可決され、2009年3月26日にブリュッセル首都地域のアレテによって認められ、同年5月19日から施行されている（図10）。

このRCUは、前項で述べたユネスコ地区が直面する問題の解決を目指し、①地上階の商業的表現を制限する、②看板の量より質を求める、③商業と住宅のバランスを確保して、ゾーン内の居住者を増やす、という、3つの原則に基づいている。

・RCUの実施担当官——ムシュー・ユネスコ

2009年9月にブルドゥクス氏(M. Didier BOURDOUXHE)がユネスコ地区に関するRCUの実施にあたる専任の担当者に任命され、ムシュー・ユネスコと呼ばれている。

ベルギーでは法律が官報(Moniteur Belge)に掲載されたときから効力を発揮するが、ユネスコ地区に関するRCU自体は文章のみで、図による説明がなく理解しづらく、すべての市民がこのRCUを理解している訳ではない。そこでコムニーンが、このRCUを図入りで説明したパンフレットをつくり（図11）、地区内のすべての郵便受けに配布した。パンフレットの裏面には、ブルドゥクス氏の連絡先が書かれており、わからない内容は彼に質問できる。

このRCUは広告や看板だけでなく旗の掲揚なども規制しているが、突然すべてを規制すると反発が大きくなるので、ブルドゥクス氏はまず、2階以上の階に掲出された広告の取り外しと、規則にあっていない看板の掛け替えから重点的に行っている。地区の人々は、ブルドゥクス氏がそのためにはいることを既に知っているので、看板を変更する前に電話で彼に意見を求めるようになってきているそうである。

・ユネスコ地区に関するRCUがRRUを補完している主な点

①商業的建築遺産の保全

写真 4、5、6 商店正面ファサードに価値がある建物の例



商店正面ファサードについて、ファサード全体のリズムや、垂直・平行方向の構成を尊重することや、質の高い、耐久性のある材料を用いること、上層階と調和した色を用いることを求めている。

また、ブリュッセル首都地域による記念物の指定・登録とは別に、商店正面ファサードが遺産的、文化的、歴史的、美的に価値を持っている建物をリスト化し（写真 4～6）、その調和を保全することや、適切に維持すること、商売装置の設置によって価値を下げないことを求めている。

②路面販売店の出店制限

ワッフルやチョコレートなどの食べ歩き用の路面販売店は、商店正面ファサードを全面的に取り壊して設置されることもあり、建築遺産保全と両立しない。また、ワッフルのクリームで路上が汚れる等の問題もある。

RRU は、この路面販売店の規制について全く触れていない。建国以来ベルギーでは商業の自由があり、例えばワッフル屋を規制することはできないが、都市計画的に窓枠の変更を規制することはできる。そこでこの RCU は、地上階の建築的形態の変更を規制することによって、原則的に、路面販売店をこれ以上増やさないようにしている。

以下の条件を満たす場合、路面販売店が例外的に認められることがある。その条件とは、①ファサードの幅が 4.5 m 以下で商店の床面積が 30 m² 以下、②窓の下の既存の壁を取り壊さない。開閉可能なショーウィンドーを備える、③商店に自由かつ簡単に出入りできる出入り口を確保する（入り口に物を置かない）である。この条件をすべて満たせば必ず許可されるのではなく、路面販売店が少ない地区で、プロジェクトの質が高いときに限って許可がおりる。

③上層階への入り口の設置

RRU では、地上階が商店の建物は上層階への入り口がある場合はそれを維持し、ない場合はそれを作らなければいけないとされているが、ファサードの幅が 6 m 以下の場合は入り口の設置が免除されている。しかし、グラン・プラス周辺地区では前述したように敷地の間口が狭く、RRU の規定どおりだと多くの商店が上層階への入り口を作らなくてもよいことになってしまうので、この RCU では、ファサードの幅が 4.5 m 以下、もしくは商店の面積が 30 m² 以下の場合は上層階への入り口を作らなくてよいと、RRU よりも厳しい規定になっている。

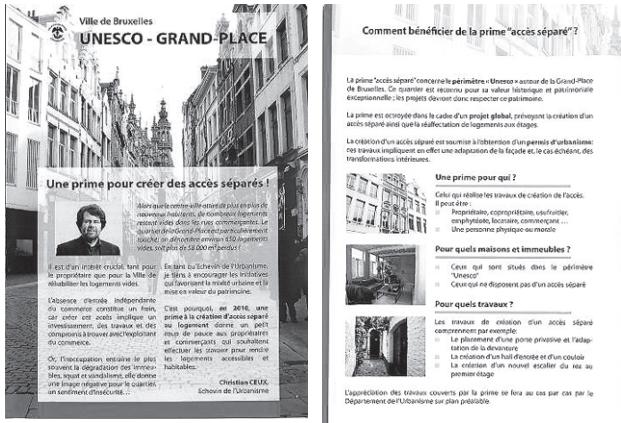
ユネスコ地区内には 650 戸、58,000 m² の空き家があるが、これらを活用して地区に居住者を呼び戻すにあたり、商店とは独立した上層階への入り口がないことが障害の一つとなっている。

そこで、ブリュッセル・コミューンは、2010 年から、この地区内で商店と別個に上層階の住宅への入り口を作る場合、工事費用の 70%、上限 15,000 ヨーロ（複数の建物につながる入り口をつくるか、社会的弱者を対象とする不動産屋に住宅管理を任せる場合は、工事費用の 85%、上限 15,000 ヨーロ）を支払うという奨励金の制度をつくっている（図 12）。

④ショーウィンドーとシャッター

ステッカーを無制限にショーウィンドーに貼ったために店内が見えなくなることがある。加えて、近年ブリュッセルの靴屋のショーウィンドーでは、陳列されている靴がみえる部分だけ帯状に残して、それ以外の部分を全体的に黒いステッカーで隠すのが流行している。そこで、この RCU では、ショーウィンドーに貼り付けるステッカーが、ガラス面の面積の 5% までに制限されている。

図12 上層階への入り口設置に対する奨励金のパンフレット



シャッターは透かしシャッターとすることとされている。これは、シャッターへの落書きによって、地区的雰囲気が悪くなることを防止することと、ショーウィンドーの光が閉店後も道にこぼれることを目的としている。地区内の商店の多くは19時に閉店するので、特に冬場は閉店後に道が真っ暗になってしまう。しかも、地区内に住民はあまりいないので、街が夜間死んだようになってしまう。そこで、視覚的に街に活気を与えるようという意図がある。

⑤日よけテント

日よけテントの本来の目的は、商店のショーウィンドーへの日差しや雨を遮ることである。しかし、日よけテントを必要以上に傾けて、面の部分を看板のように利用する商店があり、歩行者がぶつかってけがをするものもあったので、このRCUではRRUよりも厳しく制限されている。

日よけテントの面の色は蛍光色や黒色が禁止され、店名などは、面の部分ではなく垂れ下った部分にのみ入れることができる。日よけテントの下は2.5m以上確保し、道路への突き出しは最大1.5mに制限されている。

⑥広告

ユネスコ地区では、看板関連広告しか認められない。例えば、靴屋でコカコーラの広告を掲示することはできない。マクドナルドでは、コカコーラを売っているので看板の面積の4分の1まではコカコーラの広告にしてよい。

⑦看板の数と大きさ

商店主は予算が許せば毎年でも看板を掛け替えることもできるし、商店の入れ替わりで掛け替えるを得ないこともあります、看板掛け替えは頻繁に行われている。ある建物は10数年間で20回も看板が掛け替えられた。この行為はファサードに穴をあけるなどのダメージを建築遺産に与えるだけでなく、ファサードの建築要素を隠してしまうという問題もある。

そこで、このRCUでは、看板の数と大きさが明確に規定されている。1つのファサードにつき平行な看板と垂直な看板それぞれ1つまで、平行な看板の大きさは、高さ75cm、厚さ15cm以内、幅はファサードの3分の2以内、垂直な看板の大きさは、高さ75cm、厚さ15cm、幅75cm（壁への取り付け具などを含めて90cm）以内に制限されている。

⑧看板の照明と質

アルミニウムの枠にイメージの描かれたプラスチックの面をはめ込んだ箱型の中に光源を入れた「光の箱（caissons lumineux）」はこのRCUでは禁止されている。

ブルドゥクス氏によると、質の高い看板であれば、少々サイズが規定に反っていても認める、という運用がなされている。

例えば、マルシェ・オウ・ゼルブ通り39-47番地の「グラス・ホッパー」という玩具屋（写真7）は、ブリュッセル首都地域によって記念物に指定された建物に入っており、クリスタルや磁器という文字が刻まれた1863年の建築当初の正面ファサードを改変することができない。このような事情と、提案された看板の芸術的な質の高さを勘案して、規定よりも少し大きかったが許可した（写真8）。

ブルドゥクス氏の話によれば、「もしも質の高い看板の幅が92cmだったら都市計画許可申請書類に90cmと記入しろと言っている。しかし、質の低い看板の場合、メジャーで厳格に長さをはかり2cm長いと言う」とのことである。

看板の照明については、このRCUを説明するパンフレットに、使うことが望ましい照明技術が列挙されているものの、照明の明るさや色、質を制限する

規定ではない。しかし、庭用の簡易スポットライトを利用している商店があるなど看板の照明の質が低い事例があり、これを規制することが将来に向けた課題だとブルドゥクス氏は考えている。

⑨公共空間の利用

テラス席のテーブルやイスを出すには、使用料を支払い、いくつかの規則を守ることが求められる。今までこれに関する規則があったが、曖昧なもので守られていなかった。このRCUによって制限がより明確に説明され、テラス席の質や、閉店後のかたづけなどの条件をクリアしないと、テラス席設置が許可されなくなった。

ブリュッセルで「ビーチフラッグ」という一種ののぼりが2009年から設置され始め、2010年にはユネスコ地区内の歩道にも多く設置されるようになった。ブルドゥクス氏がユネスコ地区内で「ビーチフラッグ」を禁止する規則をつくるようにホテル・レストラン・カフェ担当部局に提案したところ、コミューン内全体で「ビーチフラッグ」を禁止する規則ができ、現在では「ビーチフラッグ」を掲出すると、250ユーロの罰金が科されるようになった。それ以来、ユネスコ地区内には「ビーチフラッグ」が一つもない。一つでも見逃してしまうと、すぐに他の商店主にも広がってしまうので、ブルドゥクス氏が用心深く監視している。

・グラン・プラスに面する建物の規制

グラン・プラスは世界遺産に登録された地区の中心であり、そこに面する建物はすべて記念物に指定されている。そのため、屋外広告物の規制が、周辺地区よりも厳しくなっている。

ファサードの改変は一切許されないので、「平行な看板」や「垂直な看板」は禁止されている。ショーウィンドーに直接文字を貼りつけることと、ショーウィンドーの内側に黄色か金色、白色の照明で文字をいれることのみが許される。いずれの場合も、ショーウィンドーの幅4分の3以内、表面積の5%以内にサイズが制限されている。

グラン・プラスは、このRCUの中で最も重要な地区で、最も厳しい規制がされている。そこで、ブルドゥクス氏は毎日グラン・プラスに足を運び、ささいなことでも変化を見逃さないように注意し、「予

写真7 マルシェ・オウ・ゼルブ通り 39-47
番地



写真8 RCU の市民向けパンフレットに掲載されている質の高い看板の事例
(上から2段目左が玩具屋「グラス・ホッパー」の看板)



図13 マルシェ・オ・フロマージュ通りの位置

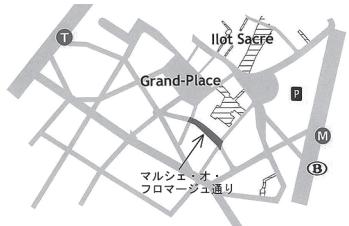
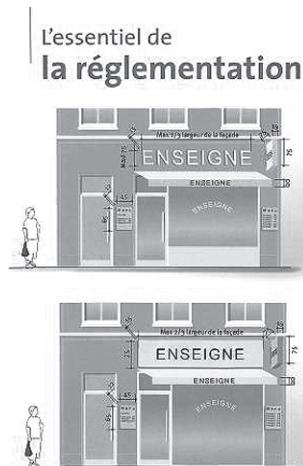


写真9 マルシェ・オ・フロマージュ通り



図14 RCUに適合した看板とメニュー

(左) RCUによって定められた各々のサイズ、(右) 看板掛け替え後のファサードのイメージ図



防」している。

例えば、グラン・プラスに面する建物に入居しているチョコレート屋が、地下室の窓の内側にチョコレート屋のマークの入った布を垂らし、その裏側から照明をあて、RCUに反していないと主張したことがあった。しかし、グラン・プラスに面する建物の一つでこれを認めてしまうと、他の商店もこれを模倣してしまうので、ブルドゥクス氏は、これは看板に該当すると商店主を説得して、すぐに取り外させた。

5 奨励金による看板掛け替えの誘導

マルシェ・オ・フロマージュ通り（図13）はグラン・プラスの南東に位置し、ユネスコ地区内にある。現在はピタ屋やギリシャ料理店が建ち並び、看板が入り乱れており（写真9）、新聞記事によると

「10軒中9軒の割合で都市計画規則に違反している」状態だった。

そこで、その沿道の建物の看板を改善するパイロット・プロジェクトが現在進行中である。このパイロット・プロジェクトは、ユネスコ地区に関するRCUがコミュニーン議会で可決された2008年12月末から、ブリュッセル首都地域内の商業活性化を担う団体である「アトリウム」に委託されている。この通りが選ばれたのは、「アトリウム」の担当者によると、距離も短く、職住一体の建物が立ち並び、看板掛け替えの効果が視認しやすいからである。

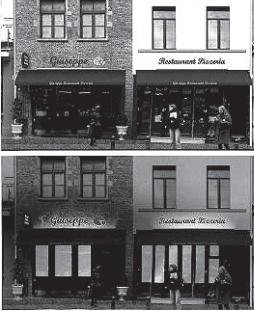
2009年6月には、デザイン会社が作成した看板とメニューのショーケースのモデルが商店主に提示された（図14）。このプロジェクトは、単調な景観ではなく各商店のアイデンティティを大事にした景観の創出を目指しており、これらのモデルをそのまま商店主に押し付けるのではなく、商店主が色や

図 15 RCU に適合した看板とメニューのモデル

- (上左) 看板のオプション／照明なし、間接照明、(上右) 看板のオプション／光る文字
 (中左) 看板のオプション／文字の裏側からの照明、(中右) 看板のオプション／看板の下地
 (下左) 看板のオプション／ファサードに垂直な看板、(下右) メニューのショーケース

Les options qui vous sont proposées

Lettres sans éclairage
Une liberté de graphisme et de couleur.
La solution la plus économique.
La possibilité d'embellies ou de pictogrammes.

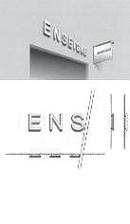


Lettres avec éclairage linéaire
Une liberté de graphisme et de couleurs.
Une solution économique d'éclairage.
La mise en valeur du fond de la façade.



ENSEIGNES

Lettres lumineuses
Une lumière limitée au graphisme, assez large pour contenir plusieurs lettres.
Toutes les possibilités de couleurs.
L'éclairage en arrière-trait également.

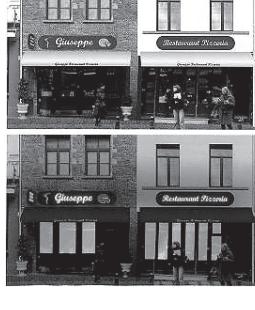
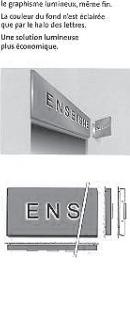
Les options qui vous sont proposées

Lettres Rétro Éclairées
Une solution qui éclaire plus largement la façade.
En compensation de la sobriété de l'enseigne même.
La possibilité de lettres sombres.




ENSEIGNES

ENSEIGNE avec fond lumineux
Un moyen de faire ressortir le graphisme lumineux, même si le caisson de fond n'est pas éclairé.
La couleur du fond peut être choisie que par le halo des lettres.
Une solution lumineuse plus économique.

Les options qui vous sont proposées

Les enseignes perpendiculaires

ENSEIGNE PERPENDICULAIRE DRAPEAU EN VERRE
Le fond coloré est autorisé en fonction de la qualité de verre et de type veine émaillé.
L'éclairage devant le bas est doux et évite les reflets.



ENSEIGNE PERPENDICULAIRE DRAPEAU EN LETTRES ÉCLAIRÉES
Les lettres sont émaillées et en relief et se détachent sur fond noir.
Une rampe lumineuse éclaire les lettres et le bandeau de façade en fond.



ENSEIGNE PERPENDICULAIRE DRAPEAU AVEC LETTRES LUMINEUSES
Le fond noir est cassé et adouci, les lettres sont lumineuses et éclairent le fond en fond.



ENSEIGNES PERPENDICULAIRES ET CAISSES - MONTRE

Les caisses-montre

CAISSE-MONTRE ALU
Un boîtier en aluminium protégé une finition en verre trempé.



CAISSE-MONTRE VITRÉE
Le menu est visible entre deux panneaux.



CAISSE-MONTRE MOBILE
A roulettes et verrouillage.



材質、ロゴなどを選択できた。このようにして、違法な看板やメニューのショーケースをユネスコ地区に関するRCUの規定に適合したものにした場合、その代金の50%、最大2,000ユーロの奨励金が支払われた。

少しでも大きく、目を引く看板を出したい商店主との折り合いが難しく、この話し合いは長引いたが、2010年9月までに、沿道にある17軒すべての商店¹²⁾がこのプロジェクトに参加する協定に合意し、2011年1月に看板等の掛け替えが行われた。図15で提示されたモデルはあくまでも説明用であり、実際に新しく掛けられる看板には、その後の話し合いを通じて各々の商店主の希望が反映された。そして、看板の掛け替えをきっかけに、上層階へのアクセスの新設など、RCUに沿った方向で更なる改修を考えている商店主もいた。

6 まとめ

ブリュッセル首都地域レベルの都市計画規則であるRRUに関しては、違反屋外広告物の発見のために特別な体制があるわけではない。コミューンが日常の都市計画業務を行う中で発見した違反屋外広告物に対して、違反調書の作成、都市計画許可申請の指導、原状回復の催告、更には強制撤去が行われている。違反の度が過ぎた屋外広告会社が設置した複数の違反広告を一斉に撤去したり、繁華街の目立つ場所の違反看板を話題になるやり方で取り外させたりしている。違反屋外広告物の強制撤去は頻繁に行われていないが、これらは新聞等のメディアで大々的に取り上げられたことから、効果的に行われている、といえるのではないだろうか。

ブリュッセル（コミューン）レベルにおける屋外広告物コントロールについては、次のような知見が得られた。グラン・プラス周辺地区に的を絞って都市計画規則（RCU）を定め、その規則を実行にうつすための担当者を置いている。この担当者は都市計画規則に定められた看板の数値規定を厳密に遵守させるのではなく、看板の質が高い場合は数センチのサイズオーバーは認めている。このような柔軟性は現在のところうまく機能しているようである。日よけやビーチフラッグなど、看板のような役割を果たすものが掲出されることがあるが、これを一度認め

てしまうとすぐに地区内の商店に波及してしまうので、このようなことがないように担当者がつねに目を光らせ、「予防」に力を入れている。

また、ユネスコ地区のマルシェ・オ・フロマージュ通りにおける看板掛け替えのパイロット・プロジェクトでは奨励金が用意されており、住民による看板掛け替えをうながしていることがわかった。また、これらは、看板を掛け替えることだけではなく、空き家になっている上層階の活用による居住人口回復など、中心市街地を再生させるという大きな目標を達成するためのプロジェクトの一つとして位置づけられている。

地区的課題に即して、基礎自治体による規制の強化と緩和が可能になっていること。屋外広告物の規制という目的に矮小化せず、地区全体の再生とリンクさせていること。現場で常時目を光らせる職員を置くこと。以上を、本稿の冒頭で述べた日本における屋外広告物規制の現状に対する示唆として、本稿を締めくくりたい。

謝辞

本研究は、財団法人都市文化振興財団から研究助成を受けた「屋外広告物コントロールの仕組みと実効性に関する研究」による成果の一部である。

注

- 1) 共同体議会や地域議会が制定する法律は、「デクレ（décret）」と呼ばれ、連邦議会が制定する「連邦法（loi）」と同等の効力を有している。ブリュッセル首都地域議会が制定する法律は「オルドナンス（ordonnance）」と呼ばれる。
- 2) 各政府が制定する政令は「アレテ（arrêté）」と呼ばれる。
- 3) 分譲許可は、住宅を建設するための宅地分譲の際に自治体が出す。分譲される宅地が、建設可能な土地であることを保証する意味があり、土地区画単位の用途や、建物の配置や容積に関する規定（壁面後退距離等）、建物やその周辺の美観に関する規定（材料、色彩等）などが定められている。
- 4) ヴィクトール・オルタ設計の邸宅などアールヌーヴォー様式の建築が多いスクワール地区とサンカントネール地区で、建築物の建て方や道路からの後退距離、中庭の取り方などを規制するゾーン型RRUが定められている。
- 5) Bruxelles Développement Urbain《Rapport Annuel 2014》
- 6) 詳細土地利用計画、分譲許可、都市計画規則の規定に抵触する申請は、抵触する部分を明記して都市計画許可を申請する。担当公務員の意見や公聴会などの手続きを経て、許可の可否が判断される。
- 7) 都市計画許可申請書類の構成に関する2002年1月17

- 日のブリュッセル首都地域政府のアレテ
- 8) Administration de l'Aménagement du Territoire et du Logement, 『Rapport Annuel』, 2009, 2010, 2011
 - 9) 「重要性の低い」工事に関する 2008 年 11 月 13 日のブリュッセル首都地域政府のアレテ
 - 10) 土地整備及び住宅局 (Administration de l'Aménagement du Territoire et du Logement: AATL) の担当公務員は、CoBAT に規定された都市計画にかかわる様々な任務を遂行するために政府によって指名される。政府は複数の代表公務員を指名でき、任期は 5 年で更新可能である。
 - 11) 屋外広告物だけでなく、用途変更や住宅の増築、セットバック部分への駐車場の設置など、すべての都市計画法規違反を含む。
 - 12) マルシェ・オ・フロマージュ通り沿道には 21 軒の建物があるが、そのうち 17 軒が商店である。

主要参考文献

- 1) Atrium Bruxelles Centre (2009) 『Bruxelles, Rue du Marché aux Fromages, Une nouvelle image au service de tous』
- 2) Région de Bruxelles-Capitale (2006) 『Règlement Régional d'Urbanisme』
- 3) Région de Bruxelles-Capitale (2010) 『Enseignes et publicités associées à l'enseigne』
- 4) Ville de Bruxelles, Département Urbanisme (2009) 『Règlement Communal d'Urbanisme zoné Grand-Place, patrimoine UNESCO, Expression commerciale』
- 5) Ville de Bruxelles, Département Urbanisme (2009) 『Guide du Règlement Communal d'Urbanisme zoné Périmètre Unesco – Grand-Place』
- 6) 自治体国際化協会編 (2010) 『ベルギーの地方自治』自治体国際化協会